

大計協第 107号
平成31年 1月 7日

会員各位

一般社団法人大阪府計量協会
理事長 藤田 眞弘
大阪計量士会
会長 高橋 夏樹

代検査業務の委託計量士の募集について

平素は、両会の業務運営にご支援とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、大阪府計量協会のはかりの検査業務は、大阪府及び特定市から委託された定期検査業務と協会が民間事業者として行う代検査業務があります。

代検査業務については、協会と業務委託契約を結んだ計量士が、協会の指示により事業所に赴き、はかりの検査を実施します。業務内容としては、はかりの検査に必要な基準分銅を運搬しての検査、書類の作成、検査料金の徴収業務等を行います。

今回、これまでご活躍いただいた代検査業務の委託計量士の高齢化等に伴い、新たに募集します。応募される方は、別添の募集要項をご確認のうえ、担当者までご連絡ください。また、お知り合いの計量士でご希望の方がおられましたら、ご紹介くださいますようお願いいたします。

なお、協会には、代検査委託計量士（6名）、郵政委託計量士（7名）、定期検査の主任検査員（5名）、嘱託計量士（10名）と多くの計量士にご活躍いただいています。初めての方でも、ご心配なく応募してください。

また、お聞きになりたいこと等がございましたら、遠慮なく担当者までお問い合わせください。

代検査業務の委託計量士の募集要項

1 募集内容

(1) 募集人員 若干名

(2) 応募条件

- ・本業務に関する知識と職務を遂行する熱意があり、一般計量士資格を有する方。
- ・代検査を行うために、必要な基準分銅を自ら運搬できる方。

2 主な契約条件等

(1) 契約内容

計量法に規定する代検査業務及び検査料金の徴収業務を委託する。

(2) 契約期間

平成31年4月1日から1年間、双方に疑義がない場合は継続更新する。

(3) 委託料

毎月の代検査実績に応じ、協会が定める検査料金の70%を上限として報酬を支払う。

(4) 業務内容等

- ・代検査実施時に、検査料金を現金徴収する。
- ・「定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書」を受検者から提出させるとともに、検査の合格証明書を発行する。
- ・代検査用の基準分銅は、協会が貸与する。

3 募集期間等

(1) 募集受付期間

平成31年2月28日（木）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

- ・履歴書（写真添付）
- ・計量士登録証（写し）

(3) 面接の実施

申込み後、面接の実施時間、場所を連絡します。

(4) 申込先

一般社団法人大阪府計量協会 担当者 事務局長 森下、検査部長 池田
〒574-0055 大阪府大東市新田本町 11 番 37 号 大阪府計量検定所内
TEL072-874-9115 FAX072-874-9157

※ 代検査とは

はかりを取引・証明に使用している事業所は、大阪府又は特定市が実施する2年に1度の定期検査を受ける義務があり、定期検査の実施時期は市町村ごとに決まっています。

何らかの理由により、この定期検査を受検できない事業所のために、計量法に規定する定期検査に代わる計量士による検査を代検査と言います。

代検査を受検した場合は、計量士が発行する証明書とともに、「定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書」を大阪府又は特定市に提出することにより、定期検査が免除されます。